

福岡県森林審議会における会議の公開について

[平成13年 3月19日 12福審第3号 福岡県森林審議会会長通知]
最終改正

[平成30年12月14日 30福審第5号 福岡県森林審議会会長通知]

1 公開、非公開の対象事項

- (1) 福岡県森林審議会（以下「審議会」という。）は、原則として公開とする。ただし、福岡県情報公開条例（平成13年3月30日福岡県条例第5号）第7条第1項第1号から第8号に掲げる情報（個人に関する情報等）を含む審議については、非公開とすることができるものとする。
- (2) 審議中に非公開とする必要が生じた場合は、会長が当該会議に諮って、公開・非公開の決定を行うものとする。

2 公開の方法

審議会の傍聴を認めることにより行うこととする。

3 傍聴者の範囲

傍聴者は、県民に限らないこととする。

4 傍聴定員

傍聴定員は、15名とする。

5 傍聴手続き

- (1) 傍聴の申し込み手続きは、会長が別に定める方法により、審議会開催日以前に行うこととする。なお、定員を超えて傍聴希望者がある場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。
- (2) 傍聴者は、受付で氏名、住所（市町村名）を記載した上で、傍聴するものとする。なお、中途入場は認めないものとする。
- (3) 傍聴者の行う写真撮影、録画、録音等は認めない。ただし、会長の許可を受けた場合は、この限りではない。

6 傍聴要領

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、審議会は、傍聴手続き及び傍聴者の遵守事項等について別途要領を定め、傍聴者に配布することとする。

7 審議会開催の周知方法

「福岡県森林審議会開催のお知らせ」（別紙）を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーに配架することとする。なお報道機関にも開催に関する情報を提供して、県民等への周知を依頼することとする。

8 その他

(1) 審議会の会議録について

公開した会議の会議資料及び会議録の要旨については、福岡県情報公開条例に基づき開示することとし、県民情報コーナーで一般の閲覧に供することとする。なお、非公開の場合の会議録の要旨は非開示とする。

(2) 報道機関の公共性を考慮し、報道機関に対しては、随時、必要な情報の提供を行うこととする。